

2027年4月・10月入学生募集用広報ツール制作業務に係る提案募集について

令和8年6月2日

〒261-8586 千葉県千葉市美浜区若葉2-11

分任契約担当者

放送大学学園 財務部長 北原 文幸

次のとおり提案を募集します。

記

1 提案を募集する事項

- (1) 件名 2027年4月・10月入学生募集用広報ツール制作業務
- (2) 仕様 2027年4月・10月入学生募集用広報ツール制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。

2 予算額

総額 17,600 千円（消費税含む）以内とする。

3 提案参加資格

- (1) 「放送大学学園契約事務取扱規程」第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 有効年度が令和8年度の「全省庁統一資格」において関東・甲信越地域の「役務の提供等」の、A、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
- (3) 放送大学学園から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 提案に係る提出書類等

2027年4月・10月入学生募集用広報ツール制作業務に係る「実施要領（提案依頼書）」による。

※なお、仕様書および実施要領（提案依頼書）を熟読のうえ、参加申請書を提出すること。

5 提案の審査および選定方法等

提出書類に基づきの審査を行い、評価点が最も高い事業者を選定する。

なお、審査基準・審査内容及び経過に関する問い合わせには応じない。

6 契約について

契約書の作成を要する。

7 提出書類等の提出先・提出期限及び問い合わせ先

- (1) 提出先・問い合わせ先
〒261-8586 千葉県美浜区若葉 2-11
放送大学学園 総務部 広報課 メディア戦略係
E-mail: koho-media@ouj.ac.jp
- (2) 提出期限
令和8年6月30日(火) 17時 必着(郵送可)
- (3) 質問の受付および回答について
本業務に関するご質問は、上記(1)のE-mailアドレスまでお送りください。その際、メールの件名は「2027年度広報ツール制作業務_質問_会社名」としてください。いただいたご質問への回答は、下記URLにて順次公開します。
URL: https://drive.google.com/drive/folders/15IfHTXyvjeVJbrUqWCQaifEljMFi_3Ep
質問受付締切: 令和8年6月24日(水) 17時

8 その他

- (1) 提案に要する経費は、全て提案者負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (3) 3に定める資格を有しない者、および提出書類に虚偽の記載をした者の提案は無効とする。
- (4) 審査結果については、各提案者に通知する。

仕 様 書

1. 業務概要等

1) 業務名

2027年4月・10月入学生募集用広報ツール制作業務（以下「本業務」という。）

2) 目的

放送大学への認知向上および入学検討者の増加を目的として、広報ツールを制作する。具体的な制作物については3) 業務内容を参照のこと。

3) 業務内容

以下の制作物を制作し、指定のデータ形式にて納品すること。なお、4) に示す本学の背景・課題を踏まえ、本学の目的に沿った提案を行うこと。

1. ポスターのデザイン
2. リーフレットのデザイン
3. 動画
4. ランディングページ (LP)

提案作成にあたっては、上記4点の制作を含めて、メディアを活用した戦略的な広報活動について幅広い視点で提案を作成すること。

また、各種制作にあたっては、「実施要領（提案依頼書）」（別紙）を参照の上、学生募集活動の効果を最大化できるよう本学担当者と調整するものとする。

本業務により制作されたポスターのデザインやトーン&マナー（色彩、書体、構成、コピー表現等）を基に、放送大学の広報活動における他の制作物（例：大学案内、大学院案内、他部門での制作物、Web バナー等）を別途依頼する場合がある。

当該依頼が発生した場合は、ポスターとの一貫性を保ちながら、用途・媒体特性に応じた最適なデザイン展開を行うこと。なお、当該業務は本仕様書に含まれず、別途契約の上、実施するものとする。

本業務で制作するポスター・リーフレットは、単年度の学生募集にとどまらず、放送大学のブランドイメージを中長期的に形成していく起点として位置づける。毎年のデザイン刷新ではなく、ビジュアル・コピー・トーン&マナーを継続的に積み上げることで、ロゴがなくとも放送大学と認識される一貫したブランド表現の確立を目指す。提案にあたっては、こうした長期的な視点を踏まえた戦略的な提案を期待する。

4) ツール制作における基本的な考え方

放送大学は1983年開学の文部科学省・総務省所管の通信制大学。国が認可した正規の大学で、大学卒業資格（学位）の取得を目指すだけでなく、キャリアアップや生涯学習、資格取得など、目的に応じた学び方ができる大学である。

設置から40年以上を経て、国の社会情勢が急激に変化している中、時代のニーズを捉え、高等教育のインフラストラクチャーとして先導的に機能し、社会への貢献を果たすべく、認知度を高めつつ、より多くの方々に放送大学での学びを届けていきたい。そのため、より多くの方々に放送大学についての認知を高め、興味喚起を行っていく必要がある。

[特徴]

放送大学はすべての人に、質の高い最適な学びを届けることが使命である。ひとりひとりに合った学習コンテンツを、もっとも適した方法で届け、良質で多様な学びを提供する大学である。学び続ける人にも、これから学ぶ人にも、開かれた大学である。

[課題感]

放送チャンネルを有していることもあり、大学の名称の認知は一定数得られているが、社会の方々の興味を喚起し、入学意欲を沸かせるという点においてまだまだ認知上の課題があり、新規入学検討者の獲得が容易ではない。

また、社会全体への広報よりも、本学の潜在的な学生となる層にいかにか的確に情報を届けるかが、学生獲得の鍵となっている。

5) 含まれていることが望ましい要素

本業務の提案においては、広報戦略上、以下の観点を満たすことが望ましい。

- ・ターゲット設定の明確さ：潜在的な入学検討層（社会人・生涯学習希望者等）へのアプローチが示されていること。
- ・認知から行動への導線：認知向上にとどまらず、入学検討・出願行動につながる設計であること。
- ・マーケティング視点の統合：ターゲット・チャンネル・メッセージを組み合わせた戦略的提案であること。
- ・本学の特性の活用：放送大学ならではの強み（通信制・生涯学習・入学しやすさ等）が提案に活かされていること。

6) 広報ツールごとの仕様

【全体概要】本業務は2027年4月生・10月生の2回分を対象とする。4月生用ツールを新規制作し、10月生用は4月生用のデザイン（コンセプト・レイアウト・トーン&マナー）を踏襲した上で、募集時期に合わせたテキスト・日付・色調等をアレンジすること。新規デ

ザインの提案は不要。

ツール	4月生		10月生	
	制作内容	納期	アレンジ方針	納期
A) ポスター	B2・A3 サイズ(各1種) 新規制作	令和8年 10月7日	4月生デザインをア レンジ	令和9年 3月25日
B) リーフレ ット	両観音開き8面(1種) 新規制作	令和8年 10月7日	4月生デザインをア レンジ	令和9年 3月25日
C) 動画	15秒×3パターン (横×2・縦×1) 新規制作	令和8年 11月10日	制作なし(4月生用 を流用)	—
D) LP	HTML一式 新規制作	令和8年 11月10日	4月生デザインをア レンジ	令和9年 3月25日

■ 2027年4月生 詳細仕様

A) ポスター

種類	【1-1】ポスター B2 サイズ	【1-2】ポスター A3 サイズ
納品 形式	印刷用 PDF/Ai データ	
要素	<p>以下の要素を必須として盛り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2027年4月入学生募集」が伝わるテキスト ・放送大学タグライン(制作時に別途協議) ・ロゴ <p>【放送大学情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養学部/大学院文化科学研究科 ・BSで放送中 <p>【ウェブサイトへの導線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公式ウェブサイト URL (https://www.ouj.ac.jp/) ・QRコード ・検索窓 <p>【その他】</p> <p>ポスター単体で出願・資料請求を促進できるデザインとすることが望ましい。B2判・A3判はコンテンツ内容・構成を同じとし、縦横比率に応じて適切にレイアウトすること。</p>	
用途	学習センター・関係機関掲載用	

B) リーフレット

種類	【2】 リーフレット (仕上がり縦 210mm×横 100mm・両観音開き 8面)
納品形式	印刷用 PDF/Ai データ
要素	ポスターのデザインを踏襲したものとする。 なお、リーフレット内の文字情報は、「2025 年 10 月入学生募集リーフレット (別紙④)」から数値情報、QR コードの更新以外の変更はない予定である。
用途	学習センターでの配布用

C) 動画 (使用媒体に合わせて複数本作成する。以下はその展開例)

種類	【3-1】 15 秒・横	【3-2】 15 秒・横	【3-3】 15 秒・縦
音声	音声あり	音声あり	音声あり
字幕	字幕なし	字幕あり	字幕あり
納品形式	MP4	MP4	MP4
要素	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索窓を表記する。 ・ 【3-1】 については「入学生募集中」の表記またはセリフを入れること。 ・ 制作本数については媒体に合わせて別途協議のうえ作成すること。 		
用途	地方放送局 TVCM	SNS (横型仕様) デジタルサイネージ等	SNS (縦型仕様) デジタルサイネージ等

D) ランディングページ (LP)

種類	【4】 ランディングページ (LP)
納品形式	HTML 関連ファイル一式
要素	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポスターのデザインを踏襲したものとする。 ・ ユーザーの出願意欲・資料請求への動機づけを目的とし、「資料請求はこちら」「出願はこちら」「詳細を見る」などの行動喚起を促す CTA ボタンをページ内の適切な箇所に設置すること。デザインやコピーはターゲット層の関心を引きやすい表現とすること。
用途	出願・資料請求などを促進するための Web ページ デジタル広告、SNS、動画 CM、検索エンジン等からの流入先

■ 2027年10月生 アレンジ仕様

上記「2027年4月生 詳細仕様」に準ずる。各ツールのアレンジ内容と納期は下表のとおり。

ツール	アレンジ内容（4月生用からの変更点）	納期
A) ポスター	「2027年10月入学生募集」が伝わるテキストに変更 募集時期に合わせた色調へのアレンジ その他の要素・構成は4月生に準ずる	令和9年 3月25日
B) リーフレット	「2027年10月入学生募集」が伝わるテキストに変更 ポスターの色調アレンジに連動 文字情報は数値更新のみ（構成変更なし）	令和9年 3月25日
C) 動画	制作なし。4月生用を流用する（使用可否は別途協議）	—
D) LP	「2027年10月入学生募集」が伝わるテキストに変更 ポスターの色調アレンジに連動 その他の要素・構成は4月生に準ずる	令和9年 3月25日

7) 納期

<2027年4月生>

- A) ポスター : 令和8年10月7日（水）
- B) リーフレット : 令和8年10月7日（水）
- C) 動画 : 令和8年11月10日（月）
- D) ランディングページ : 令和8年11月10日（月）

<2027年10月生>

- A) ポスター : 令和9年3月25日（水）
- B) リーフレット : 令和9年3月25日（水）
- C) 動画 : 制作なし
- D) ランディングページ : 令和9年3月25日（水）

8) その他

- ・上記納品後も印刷物が納品されるまでは、印刷会社とのやり取りで発生する色校正の確認と微修正、また入稿対応を行う。ただしデータ納品後から印刷物納品までに発生する修正では、色校正に関わる部分を主とする。

- ・ポスター、リーフレットに関してはデザイン連動型1種類以上とする。ただし、動画に関しては使用する媒体に合わせて別途協議のうえ作成する。基本は「6）広報ツールごと

の仕様」に記載の 3 パターンとなるが、媒体仕様に合わせて別途制作が発生する場合がある。なお追加案に伴う納期変更は行わない。

2. 検収

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告書を本学広報課に提出すること。

本学は納品日から速やかに納品物の検査を行い、その結果、納品媒体が破損している又は規格が異なるなど納品物に不備が認められた場合、受託者は速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納品すること。

3. その他業務遂行の留意点

(1) 再委託について

受託者は、制作の各工程を一括して受託者内で完結できること。ただし、作業工程の一部を再委託する場合には、あらかじめ本学の同意を得るものとし、再委託先の作業結果については、受託者が全責任を負うこととする。

(2) 守秘義務

受託者は、業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は、不当な目的で利用してはならない。なお、本義務は、契約終了後も同様とする。

(3) 著作権等

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

(ア) 本業務により作成された成果物（以下「成果物」という。）の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、受託者が従前から保有していた知的財産権を除き、本学に帰属する。

(イ) 本学は、(ア)により、受託者に知的財産権が留保された成果物につき、成果物を利用するために必要な限度で、無償で利用することができるものとする。

(ウ) 受託者は、本学に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

(エ) 成果物の中に第三者に帰属する権利を侵害していることが発覚した場合は、受託者が全責任を負うこととする。

(4) その他

本仕様書に定めた事項等に疑義が生じた事項は、学園と請負者双方が協議して決定すること。

以上